
平成26年第11回大和町議会臨時会会議録

平成26年12月24日（水曜日）

応招議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

出席議員（17名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	17番	堀籠日出子君
8番	藤巻博史君	18番	大須賀啓君
9番	松川利充君		

欠席議員（1名）

16番	大崎勝治君
-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	産業振興課長	大 塚 弘 志 君
副 町 長 兼 総 務 課 長	遠 藤 幸 則 君	都市建設課長	大 畑 憲 治 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
まちづくり 政 策 課 長	小 川 晃 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	佐 藤 三 和 子 君
財 政 課 長	内 海 義 春 君	教育総務課長	櫻 井 和 彦 君
税 務 課 長	高 崎 一 郎 君	生涯学習課長	石 川 誠 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	瀬 戸 正 志 君
子 育 て 支 援 課 長	高 橋 正 春 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	千 葉 喜 一 君
保健福祉課長	三 浦 伸 博 君	産 業 振 興 課 農 林 振 興 対 策 官	石 垣 敏 行 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 幹	野 田 美 沙 子
議 事 班 長	櫻 井 修 一		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午後3時45分 開 会

議 長 (大須賀 啓君)

ただいまから、平成26年第11回大和町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番平渡高志君及び12番堀籠英雄君を指名します。

日程第2「会期の決定について」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決定いたしました。

町長より招集の挨拶があります。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

第11回大和町議会臨時会開会に当たりましてご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成26年第11回大和議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多用中にもかかわらずご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、指定廃棄物の最終処分場の件についてでございますが、今年4月に村井宮城県知事は、内堀福島県知事と会談をし、県民や県議会から指定廃棄物をできれば福島県に集約するように働きかけてはどうかという声が上がっており、指定廃棄物を福

島県に集約して処理するように国に働きかけていることを明らかにして理解を求めたところでございます。

内堀知事からは、県外の指定廃棄物は受け入れられないという前知事からの方針は変わっていないと、受け入れは難しいという考えが示されましたが、村井知事は、今後も県外集約の選択肢を検討するように国に求め続ける考えを示されたところでございます。

町としましては、こうした県の考えをも踏まえ、この問題に取り組んでまいりますので、議員皆様方のご協力をよろしくお願いしたいと思います。

さて、ことしも冬の風物詩となりました吉岡地区に伝わる縁結びの祭事でございます「島田飴まつり」が吉岡八幡神社を主会場に今月14日開催されまして、町内外から良縁を願う若者や観光客でにぎわい、用意した1,500個の伝承の飴細工「島田飴」は、全て完売となったところでございます。

また、商店街では、雪が舞う中、島田飴奉納・花嫁道中も行われ、訪れた方々を魅了いたしました。

この伝統ある祭りの運営に携わりました関係者の皆様には、改めて感謝申し上げますとともに、この伝統行事を後世に伝えていかなければならないものと考えております。

それでは、本日提出しております議案につきまして、その概要をご説明申し上げたいと思います。

議案第88号は、町民バス及びデマンドタクシーの設置及び管理に関し、必要な事項について条例で定めるものでございます。

議案第89号は、一般会計補正予算でございまして、補正予算額300万円を追加いたしまして、一般会計の総額を99億5,361万9,000円とするものでございます。

歳出の概要でございますが、民生費につきましては、消費税率の引き上げに伴いまして、所得の低い方々への影響を鑑み臨時的に交付されます臨時福祉給付金の追加分を措置するもので、財源といたしましては国庫支出金300万円をもって措置いたしますのでございます。

さらに、先ほど全員協議会でご説明申し上げたところでございますが、町民バス運行業務委託やデマンドタクシー運行業務委託、また新たな取り組みといたしましてもみじヶ丘保育所調理等につきましては業務委託、税務関係では、町税納税通知書等印刷製本ほか3業務について、施設関係では、保健福祉総合センター施設維持管理業務委託やダイナヒルズ運動公園ほか4指定管理施設の運営や管理業務につきまして、平

成27年度以降分の業務の準備あるいは契約手続の事務を進めるに当たりまして債務負担行為の追加をお願いいたすものでございます。

議案第90号は、防衛省補助事業といたしまして新たに追加発注しました防災行政無線設備工事につきまして、請負契約の締結に当たり議会の議決をお願いするものでございます。

以上が本日提出しております議案の概要でございますが、何とぞ慎重にご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、挨拶といたしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

日程第3「議案第88号 大和町町民バス等の設置及び管理に関する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第3、議案第88号 大和町町民バス等の設置及び管理に関する条例を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長（小川 晃君）

それでは、議案書1ページをお開き願います。

議案第88号 大和町町民バス等の設置及び管理に関する条例についてご説明を申し上げます。

あわせて、条例議案説明資料でございますが、議案第88号関係の新旧対照表をごらん願います。

町民バスの再編とデマンドタクシーの運行を行うため、現行の大和町町民バスの設置及び管理に関する条例の全部改正をお願いするものでございます。

今回の改正に当たりましては、改正前の条例を基本としております。

第1条につきましては、設置の根拠について、地方自治法と道路運送法としていたものを、道路運送法の根拠規定については本条例第3条において定めるものでございます。

第2条につきましては、字句を整理し、町民バスの設置について定めるものでございます。

第3条につきましては、町民バス、デマンドタクシーの用語の意義についてそれぞ

れ定めるものでございます。

第4条につきましては、運行路線等を条中の表で示したものを別表1としたもので、第2項につきましては、運行回数、運行時刻、停留所、乗降バス及び乗降場所を定めるものでございます。

第5条につきましては、運行日を、町民バスは月曜日から土曜日、デマンドタクシーは月曜日から金曜日とするため、それぞれの号において定めるものでございます。

第6条につきましては、字句を整理し、運行制限を定めるものでございます。

第7条につきましては、字句を整理をいたしまして、使用料について別表の2において定めるものでございます。

第8条につきましては、特に改正はございませんが、使用料の減免について定めるものでございます。

第9条につきましては、字句を整理いたしまして、使用料の返還について定めるものでございます。

第10条につきましては、字句を整理し、利用者の遵守事項について定めるものでございます。

第11条につきましては、字句を整理し、乗車の制限について定めるものでございます。

第12条につきましては、デマンドタクシーの利用にあつては、事前の登録が必要であること、第2項につきましては、登録申請について定めるものでございます。

第13条につきましては、デマンドタクシーの利用にあつては、事前の予約が必要であること、第2項につきましては、予約の方法、予約の連絡先等について定めるものでございます。

第14条につきましては、乗車中の利用者に対する町の責任について定めるものでございます。

第15条につきましては、利用者の損害賠償について定めるものでございます。

第16条につきましては、業務等の委託について定めるものでございます。

第17条につきましては、規則への委任事項について定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

別表1につきましては、路線バスの路線名、運行区間、デマンドタクシーの運行区域名と運行範囲について定めるものでございます。

別表2につきましては、町民バスとデマンドタクシーの使用料、共通回数券につい

て定めるものです。町民バスは現在と同額とするもので、デマンドタクシーは、一般が300円、小中学生が100円、未就学児は無料とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。2番浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

1点質問がございます。

議案書4ページの別表1の宮床線の起点でありますけれども、27年の4月1日から施行するということになっておりますけれども、この地番なんですけど、「西桧木1番地」でよろしいのか。4月1日からは「吉岡まほろば一丁目」になるのではないかなと思っておりますが、その関係をご説明をいただきたいと思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 （小川 晃君）

それでは、お答えをいたします。

起点につきましては「吉岡字西桧木1番地の3」となっておりますけれども、これにつきましては換地処分が終了しましたら新しい字名、地番に変わるということでございまして、現在の地番の表示となっております。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。5番松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

私は、この今回の町民バスの見直しについては、24年の9月の定例会においても一般質問で、デマンドバスの導入については早く導入してほしいと、こういうふうにお願ひしたものでありますが、今回のこの条例見ますと、やはり問題点があると。それは、大きくは2つでございますが、1つは、やはりこの対象の区域から、運行区域から、もう当初から吉岡は外れていることと、宮床地区についてはもみじヶ丘一丁目、

全部ですね、このもみじヶ丘。杜の丘一丁目、二丁目、三丁目、これを除いているということが一つの問題点だと思います。全員協議会でもお話をしましたとおり、この人員を合わせると70%近くがおるんですが、この人に利用できないというのは、どうも公共交通という観点から、それには合致しないのじゃないかなと、こういうふうに思います。

2つ目は、福祉というか、交通弱者、先ほどもあったんですけども、介護を要する人とはまた別です。私は、行政視察というんですか、熊本県に行ってきたとき、デマンドタクシーを利用している先進地を視察をさせていただきました。そのときに、この交通弱者、いわゆる病気で運転ができない、高齢者で運転ができない、免許を返納したとかそういう人たちは、70代、80代、要介護者じゃないですよ。うちにおいてそういう必要だという人が66.何%ぐらいですか、合わせておるわけです。あとは、10代以下、何%。今データを持っていたんですが、9歳までが6%、10代が0.9%、20代が0.9%、30代が1.3%、40代が1.3%、50代が4.1%、60代になって12.4%。先ほども言いましたけれども、70代、80代、70代は30.9%、80代が35.6%、合わせて66.5%です。90代になりますと、やはり本当に介護の何級だとかそういうことで極端に減って、それでも3.4%ぐらいの人が要介護として別な扱いを受けると、こういうふうになっておるんです。在宅をしている人が利用できるようにどうしてもすることが必要じゃないかなというふうなことでございます。

したがって、この福祉のサービスに不公平といいますか、公共交通機関であります、事業でありますこの町民バスの再編に当たっては、やはり公平性、公明性、こういうものが必要であると、こういうふうに思いますので、ひとつご答弁をお願いいたします。（「条例にそこまでないんだけど」の声あり）

議長（大須賀 啓君）

松浦さん、条例に関しての議題ですから。（「いや、これ吉岡地区抜けているでしょう」「全部入っています」「デマンドタクシーの運行区域には入っておりません」の声あり）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長（小川 晃君）

それでは、お答えをいたします。

吉岡地区と、それからもみじヶ丘、杜の丘地区がそのデマンドタクシーから除かれ

ているというご質問でございましたが、デマンドタクシーにつきましては、何回も繰り返しの回答で恐縮でございますが、その町民バスの代替の部分での運行ということ。それから、もみじヶ丘、杜の丘地区につきましては、従来からありました宮床線、往復2往復だったものを今回再編によりまして5.5往復にふやしまして、そして宮城大学まで路線の延長ということで、路線の拡充ということでの利便性を高めるということでの再編の見直しを行ったところでございます。

もみじ、杜の丘につきましては、吉岡地区への移動の足という部分は、デマンドタクシーではありませんが町民バスの中で移動の足、生活の足が確保されている状況でございます。

以上でございます、2点目でございますが、サービスの不公平、公平性ということでのお話でございました。それで、今回デマンドタクシーにつきましては、例えば吉岡地区の方が周辺地区に行く場合には、その登録をしておれば、その部分については利用できるというサービスがございます。吉岡から周辺部に、吉岡地区の方が利用する場合には利用可能だということ。それから、町民バスで吉岡に来て乗降場所でおられるわけですけれども、それ以後の吉岡の地区内の移動につきましては町民バスを利用される方、それからデマンドタクシーを利用される方も、徒歩で移動するか、あるいは町民バスを利用するか、それからタクシーで移動するか、そういった吉岡地区内の移動につきましては、それぞれの中で移動していただいている状況でございます。そういったことから考えてみますと、吉岡地区内の移動については、その吉岡地区のお住まいの方も、それから周辺部のお住まいの方も同じ状況だというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。松浦隆夫君。

5 番 （松浦隆夫君）

今質問したのは、この別紙1の(2)デマンドタクシーの中の範囲ということで、吉岡が明らかにこれ外れておるということでございます。

それに関連しての話なんです、町民バスで5便にしたからこれを利用してくれということなんです、私が懸念するのは、以前、平成14年に町民バスを同じように巡回バスとして回ったんですが、このときの利用率からして、前1人以下、空バスが多かったという、この傾向にどうもなるんじゃないかなというふうな心配と、交通弱者

に対して希望者というか、私が知っている人、いろいろおるんですが、その人は、希望する人が多いわけです。吉岡が一番多い。家族構成からしても核家族になって、老人が2人だけ、そして車を放したとかそういうふうな人たちが多いため、これを心待ちにしている人が多い。そういう観点から質問をしているんですが、必要というか、そういうふうなことでございます。もう一度ご答弁をお願いします。

議長（大須賀 啓君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長（小川 晃君）

それでは、お答えをいたします。

吉岡地区内での循環線でございますが、過去に平成14年と15年の2カ年間、運行した実績がございます。それで、なかなか利用者が多くないということの状況がありまして、2年間で運行を取りやめとした状況がございます。

それで、今回のバスの再編の中で、現在の町民バスのダイヤと比べて午前・午後とも往復での利用が可能になっている。そういったダイヤの再編としておりますので、そういった使いやすくなった部分についてPRをしながら、利用者の増加に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

松浦隆夫君。

5 番（松浦隆夫君）

何回も恐縮なんですが、福祉という意味で町民にひとしく与えると。税金をこれ、国と町の税金でやる公共事業でありますから、みんなが納得できるようなそういうふうな事業でなければならない。これは国の、先ほど示されました3,080万ですね。この補助はどのぐらい出て、町でどのぐらいの負担をするのか。そして、町民に福祉という面で不平等を与えないように、もしこれをやるのであれば、1台400万と言いましたかね、その分でもって何かの手当てをしなくちゃいけない。こういうふうに思いますが、その辺の考えをお聞かせください。（「全協と同じでないか」の声あり）

議長（大須賀 啓君）

まちづくり政策課長小川 晃君。

まちづくり政策課長 (小川 晃君)

それでは、お答えをいたします。

今回のデマンドタクシー、それから町民バスの運行の経費の関係では、年間3,080万ほど見込んでおる状況でございます。

吉岡地区について何らかの手当て、タクシーの補助というお話も先ほどの全員協議会の中でいただいておりますが、ご意見として承らせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。5番松浦隆夫君。

5 番 (松浦隆夫君)

私は、今回提出されました大和町町民バスの設置及び管理に関する条例の採択について、反対の立場から討論をいたします。

今回提出されました大和町町民バス等の設置及び管理に関する条例の中で、特に新公共交通デマンドタクシー等の運行について、吉岡地区、これは人口が1万2,222人というふうに、12月15日現在ですが。もみじヶ丘、杜の丘は7,212人。合わせて1万9,434人。実に町民の70%がこのデマンドバス、タクシー等の対象外というふうになっているものであります。

この町民バスの再編のデマンドタクシーのこの条例は、国の19年度に制定されました地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づくものであり、その目的は、少子高齢化の対応と地域公共交通の維持及び環境負荷軽減であります。近年、特に高齢化が進み、交通弱者と言われる高齢者が増加し、そしてそういう人に対する対策としてデマンドタクシーのこの交通システムが各自治体で増加してきました。大和町の町民バスは、宮床線を除いて1人当たり3人、本当に非効率的な運行状況になり、デマンドタクシー型の新公共交通の導入は、町としては時期を捉えた極めて適切な事業であると、こういうふうに考えております。しかしながら、最初から70%以上の住民が

利用できないとなれば、とても公共交通とは言いがたく反対をいたします。

私は、新公共交通システムの導入に当たって、その利用者を、全町民がひとしく受けられるようなそういうことが基本であると考えます。もしそれができないのであれば、その4台の中での流通もしくは別な1台分の経費、できればそういうことだと思います。

したがって、以上の観点から反対討論といたします。以上です。

議長（大須賀 啓君）

ほかにございませんか。2番浅野俊彦君。

2番（浅野俊彦君）

賛成の立場から討論させていただきたいと思います。

今回のバスの再編でありますけれども、従来の民間公共交通機関のない地区において、そこを補完する取り組みであり、先ほどの反対者の方から意見がございましたけれども、あくまでも吉岡から各地域へ、または地域から吉岡へという民間公共交通機関がない中での話でありまして、誤解されているのかという部分が、吉岡地区の方であっても、先ほど答弁がありましたとおり、例えば鶴巣に行かれる、落合に行かれる、または宮床に行かれる、吉田に行かれるという方が利用できる話の条例であって、吉岡地区内だけでの、走らせないのが不公平だという話がありましたが、そうなれば、もみじヶ丘の中での移動がないのか、または宮床だけの移動ができないのかとか、落合だけ、鶴巣だけというのものない不公平であり、そういった意味では、本来のその趣旨である公共交通機関がない地区の足を確保するというところでの条例には則した内容という観点から賛成いたします。以上です。

議長（大須賀 啓君）

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第88号を採決いたします。（「議長、ひとつ。採決前に」の声あり）

討論ですか。（「いえいえ、この採決に対して」の声あり）いやいや、それはまずいですから。採決に対して。（「お願い」の声あり）それは本議会ですから、それはまずいですから。

これから議案第88号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第89号 平成26年度大和町一般会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第4、議案第89号 平成26年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。

財政課長内海義春君。

財政課長（内海義春君）

それでは、議案第89号 平成26年度大和町一般会計補正予算でございます。

議案書の6ページのほうをお願いいたします。

あわせまして、事項別明細書（第7号）ということで別冊の資料もございますので、そちらもあわせてご準備のほうをお願いいたしたいと思います。

議案第89号 平成26年度大和町一般会計補正予算（第7号）でございます。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ300万円を追加いたしまして、予算額を99億5,361万9,000円といたすものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては、第1表によるものでございます。

第2条は、債務負担行為の追加でございます。

それでは、大変恐縮でございますが、8ページのほうをお開き願いたいと思います。

第2表、債務負担行為補正、追加でございます。

今回の債務負担行為の追加につきましては、年度内に27年度以降の業務についての準備、契約行為の事務を進めるに当たりまして、債務負担行為の設定をお願いいたすものでございます。

初めに、町民バス運行業務委託及びデマンドタクシー運行業務につきましては、町民バス運行業務の委託の契約期間が平成27年3月31日で満了いたしますことから、平成27年4月1日以降につきましては、事業を進めるに当たりまして、今回債務負担行為をお願いするものでありまして、その限度額につきましては、町民バス運行業務委託は970万円、デマンドタクシー運行業務委託は2,110万円、期間は27年度の1年間を予

定するものでございます。

続きまして、住民税年金特徴及び電子申告ASP（アプリケーションサービスプロバイダー）サービス提供及び国税連携（eL TAX）対応ASP（アプリケーションサービスプロバイダー）サービス提供につきましては、平成27年4月1日からサービスの提供を受けるための事務を進めるに当たりまして、今回債務負担行為をお願いするものでありまして、住民税年金特徴及び電子申告ASPのサービス提供の限度額につきましては330万円、国税連携（eL TAX）の対応ASPサービス提供の限度額については210万円でございます。期間につきましてはどちらも27年度から31年度までの5カ年をお願いするものでございます。

続きまして、徴税納税通知書等印刷製本につきましては、平成27年度の徴税の納税通知書の発送の事務の準備を進めるに当たりまして、今回債務負担行為をお願いするものでございまして、その限度額につきましては226万1,000円、期間は27年度1年間を予定するものでございます。

国税連携システム・申告書読込OCR保守業務につきましても、平成27年4月1日より業務の提供を受けるに当たりまして、その事務を進める必要がありますので、今回債務負担行為をお願いするものでございまして、限度額につきましては58万円、期間につきましては27年度の1年間でございます。

続きまして、保健福祉総合センター施設維持管理業務委託につきましては、24年度から3カ年間で業務委託をしておりましたが、その業務委託期間が27年3月31日で満了することになりまして、新たに27年度から29年度までの3カ年の契約を行うものでございまして、その事務を進める当たりまして今回債務負担行為をお願いするものでございまして、限度額につきましては7,500万円を予定するものでございます。

続きまして、もみじヶ丘保育所調理等業務委託でございます。こちらにつきましては、平成27年度より調理等業務につきまして民間への委託、完全給食を実施するものでございまして、その事務を進めるに当たりまして今回債務負担行為をお願いするものでございまして、その限度額につきましては3,833万8,000円、期間につきましては27年度から29年度までの3カ年を予定いたすものでございます。

次に、指定管理施設のダイナヒルズ運動公園、七ツ森ふれあいの里、四十八滝運動公園、七ツ森陶芸体験館、そして都市公園等の運営あるいは管理につきましては、平成27年度から29年度までの3カ年の契約を行うものでございまして、その事務を進めるに当たりまして今回債務負担行為をお願いするものでございます。限度額につきましては、ダイナヒルズ公園運営管理費は481万1,000円、七ツ森ふれあいの里運営管理は

477万5,000円、四十八滝運動公園運営管理は1,112万9,000円、七ツ森陶芸体験館運営管理は769万4,000円、都市公園等管理業務は8,336万円を予定するものでございます。

それでは、大変恐縮でございます。別冊で大和町の歳入歳出補正予算事項別明細書、横開きでございますが、こちらの7号のほうをお願いいたします。こちらの3ページになります。

初めに、歳入でございます。

15款2項2目民生費国庫補助金は、臨時福祉給付金事業の給付金交付に要します補助金といたしまして300万円を見込むものでございます。

歳入につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

保健福祉課長三浦伸博君。

保健福祉課長 (三浦伸博君)

それでは、次に歳出でございます。

3款民生費1項7目臨時福祉給付事業費でございます。

19節負担金補助及び交付金でございますが、臨時福祉給付金につきましては、本日、24日までの申請受け付けとなっておりますところでございます。今月分の振り込みにつきましては、12月5日までの申請者につきまして振り込みをさせていただきまして、今月の振り込みまでの給付金の該当者につきましては2,959人、給付額につきましては3,800万円となっているところでございます。そのうち加算対象者につきましては1,682人でありまして、加算額につきましては841万円となっているところでございます。

12月8日、申請日以降から本日までの申請者で給付金の給付対象となる方244人、うち加算対象者を111人と見込んでおりますことから300万円の補正をお願いを申し上げまして、給付金の総給付額につきましては4,100万円を確定見込み額としているところでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第89号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第90号 平成26年度大和町防災行政無線施設整備工事
(その2) 請負契約について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第5、議案第90号 平成26年度大和町防災行政無線施設整備工事(その2) 請負契約についてを議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。

総務課危機対策室長瀬戸正志君。

総務課危機対策室長 (瀬戸正志君)

それでは、議案第90号でございます。議案書の9ページをお開き願いたいと思います。

議案第90号 平成26年度大和町防災行政無線施設整備工事(その2) 請負契約についてであります。

上記工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

記といたしまして、1、契約の目的でございますが、平成26年度大和町防災行政無線施設整備工事(その2)でございます。

契約の方法でございますが、一般競争入札による請負契約でございます。

3といたしまして契約の金額でございますが、金1億4,256万円でございます。

4といたしまして契約の相手方でございますが、仙台市青葉区中央4丁目6番1号、株式会社日立国際電気東北支社であります。

この事業につきましては、8月にその1ということで事業を認めていただきまして

進めさせていただきましたが、かなりの低入札で落札、ぎりぎりの落札をしたわけですので、かなりの予算が余りましたので、来年度以降の分の前倒しということで促進するための事業ということでございます。

それでは、事業の詳細につきまして、別冊の資料、危機対策室となりました90号関係資料というものを開き願いたいと思います。

それでは、1ページでございます。

入札の状況でございます。

1といたしまして、入札参加の条件でございます。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の各号の規定に該当しないこと。

それから、(2)といたしまして、平成25、26年度、大和町建設工事入札参加資格の承認された者で、下記の事項全てに該当する者であることということで、①から⑥まであります。この内容につきましては、8月に行われました内容と皆同じ内容でございます。

2番目の入札の方法、これも8月の入札と内容が(1)、(2)、(3)とも皆同じ内容になっております。

これらの条件をもとに入札の結果、入札参加者につきましては1社でございました。株式会社日立国際電気東北支社ということで、現在その1というふうにして事業を進めている業者でございます。

2ページを開き願いたいと思います。

入札の結果でございます。

入札の結果であります、応札額が1億3,200万ということであります。予定価格が1億3,845万でありますので、95.3%の落札率というふうになります。低入札調査基準価格につきましては1億2,460万5,000円ということでありますので、低入には今回は当たりませんでしたので、そのまま仮契約ということで12月19日に仮契約を結ばせていただいております。

契約の内容でございますが、一金1億4,256万ということです。契約の相手方、仙台市青葉区中央4丁目6番1号、株式会社日立国際電気東北支社であります。

事業の概要でございます。

事業の概要につきましては、施工の場所は大和町内ということですが、3月31日までの工期ということでございます。

工事の概要でございますが、まず親局設備、1局ということですが、これはその1

のほうで親局を入れておりますので、親局の調整だけになります。操作卓とか地図表示盤、1の予定のところにその2の部分を追加すると。追加して操作できるようにするというような調整作業でございます。遠隔操作局1局につきましても同様でありまして、こちらのほうからその2のほうも動くように調整するものであります。再送信子局につきましては2局。それから、屋外子局につきましては30局という内容になっておりますが、次の3ページの位置図を見ていただきたいと思います。

今回、子局30局、それから再送信局2局ですが、再送信局2局につきましては、その69番という難波、南川ダムのちょっと奥の難波のところにありますこのところと、それから小鶴沢のところのちょっと赤くなっている35と34の中間にあるこのところに再送信2局を設置いたします。そのほかの赤い部分が拡声装置となる屋外子局の部分で30局という内容になっております。

なお、69番につきましては、屋外の拡声子局と再送信を兼ねております。両方兼用というような内容になっております。

次の4ページの図面を見ていただきたいと思います、これが標準的な屋外子局、拡声子局のものであります。ラップがありまして、音が聞こえるようになっているものでございます。

次の5ページの部分が小鶴沢局というふうになっておりますが、これが再送信局で、ラップのない本当に電波だけを受けまして子局のほうに流すというタイプのものでございます。高さは、再送信子局は鶴巣教育ふれあいセンターのように30メートルのような高いものではございませんで14.4メートルと、通常の子局の高さと変わらないものでございます。

次の最後の6ページの図面でございますが、これが難波局のもので再送信と拡声子局、両方を兼ね備えたタイプのものでございます。

簡単ではございますが、以上でご説明を終わりたいと思います。

議長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第90号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後4時36分 休憩

午後4時45分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。（「議長、動議」の声あり）

堀籠英雄君。

1 2 番（堀籠英雄君）

米価下落対策に関する緊急要望を動議します。（「賛成」の声あり）

議長（大須賀 啓君）

暫時休憩します。

午後4時46分 休憩

午後4時47分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合により、午後5時を過ぎても時間を延長して審査を継続したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、時間を延長することに決定しました。

先ほどの動議は、ただいま文書により提出され、会議規則第16条の規定による所定の賛同者がおりますので、動議は成立いたしました。

米価下落対策に関する緊急要望を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、米価下落対策に関する緊急要望を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 「議発第5号 米価下落対策に関する緊急要望」

議長 (大須賀 啓君)

追加日程第1、議発第5号 米価下落対策に関する緊急要望を議題にします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。

12番堀籠英雄君。

12番 (堀籠英雄君)

議発第5号、提出者、大和町議会議員堀籠英雄、賛成者は記載のとおりでございます。

米価下落対策に関する緊急要望。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条第1項及び会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

米価下落対策に関する緊急要望。

本町において、農業は地域経済を支える基盤産業として位置づけられており、中でも水稻は本町全体の農業産出額の大半を占めている現状であります。水稻農家にとって、このたびの概算金は、再生産に必要な採算ラインを割る水準コストとなっており、このような状況が続くことになれば、ナラシ対策の発動やコスト削減に努力したとしても農業経営は立ち行かなくなり、営農意欲の減退、離農、耕作放棄地の増大、地域コミュニティーの崩落、さらには国土保全など多面的機能の維持も困難になるものと大いに危惧されるところであります。

米価暴落をめぐっては、宮城県議会では、10月に国に対し、米価下落に対応した緊急対策を求める意見書を提出しているところであります。また、県内では農協単位での概算金加算や県や市町村による農協系金融機関への利子補給措置など農家救済の動

きが相次いでいるところであります。

今回の米価下落は、耕作面積が広い農家ほど経営への影響が深刻になっております。農家の方々からお聞きいたしますと、概算金を見込んで農機具を購入したが支払いが困難な状況となり、税金の納入についても、農家にとっては大変深刻な状況になっていることから農家の収入減少の緩和を図るための町単独補助が必要である。

単独補助については、農家が農協及び集荷業者に米を出荷した下落幅の一番大きいうるち米（備蓄米・加工米を含む）に対し補助するよう切に要望いたします。

平成26年12月24日、大和町長浅野 元殿に議長名で要望いたします。

すみません。ちょっと訂正願います。

表紙の「112号」となっていますが、これ「112条」でございます。訂正でございます。よろしくお願ひします。「条」です。「号」を「条」に訂正ください。「112条」です。よろしくお願ひします。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議発第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま要望書が可決されましたが、その字句、その他の整理を要するものについては、議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、その整理については、議長に委任することに決定いたしました。

議長（大須賀 啓君）

日程第6、委員長報告（議会活性化調査特別委員会調査報告について）を議題とします。

本件に関し、議会活性化調査特別委員会委員長の報告を求めます。委員長松川利充君。

議会活性化調査特別委員会委員長（松川利充君）

それでは、ご報告をいたします。

お手元の報告書をごらんいただきたいと思います。

大和町議会議長大須賀 啓殿。

議会活性化調査特別委員会委員長松川利充。

大和町議会議会活性化調査特別委員会に付託された下記調査事件について、会議規則第47条第2項の規定により、下記のとおりご報告をいたします。

まず、1番目に調査事件につきましては、タブレット端末の導入についてであります。

2つ目の調査の経緯については、現在、全国の地方自治体においてタブレット端末を議会に導入している自治体やタブレット端末導入を検討している自治体も多く見られます。このことから、大和町議会でも調査研究が必要であるとの判断に至り、長期間にわたり調査を行い、本日のご報告に至りました。

調査には、平成25年9月13日からタブレット研修を2回行いまして、それを踏まえ、平成26年6月11日、ワーキンググループを設置をさせていただいて、会議や先進地視察など調査研究を行いました。ワーキンググループからは、12月1日、調査報告がなされたところでございます。

それでは、次の2ページをお開きいただきたいと思います。

3の調査の内容につきましては、1つ目、導入の効果について、2つ目は導入の課題について、3つ目は導入対策についてでございますが、これらにつきましては記載のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思います。存じます。

まとめといたしまして、視察した2自治体ともタブレットは公費運営で、またパソコンや携帯電話を含む電子機器の議場への持ち込みは両議会とも規則で不可としておりましたが、試行的に議長の許可を得て持ち込みを認めているケースもありました。議場でのパソコンは文書の作成が主とされ、タブレットは資料の閲覧と活用方法は異

なり、それぞれの活用法・有効性は別々に検討されるべきと思料されます。

本町議会においては、早期にタブレット導入を図り、円滑な議会運営を図るべきという意見もありますが、議会と執行部側との方向性を一致させることにより、議会運営の効率化と行政経費の削減を図る最大の効果が得られることから、執行部と議会が一体となり調査研究を進め、発達が著しい情報システム社会に早期に対応すべきと考えるものでございます。

それでは、次の3ページをお開きいただきたいと思います。

資料として、1つ目は議会の印刷物の使用枚数、それから2つ目、印刷コスト、そして3つ目、廃棄コスト、それから4つ目、人件費など掲載をいたしました。

それでは、次の4ページ目をお開きください。

資料の5つ目として、郵便配達料、例規集の加除、その他の紙の資料、そして導入費用などでございます。

これらについては記載のとおりでございますので、ごらんをいただきたいと思います。

本日の調査報告書提出に至るまで、委員の皆様を初めワーキンググループの皆様の協力に心より感謝を申し上げ、ご報告といたします。ありがとうございました。

議 長 （大須賀 啓君）

ただいまの委員長報告に対し質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑がないようですので、これで委員長報告を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第11回大和町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後4時59分 閉 会

